受託修理校正約款

- 第1条 (総則) 本受託修理校正約款は、ポリテックジャパン株式会社(以下「甲」という) とお客様(以下「乙」という)との間において、乙が甲に対して、乙の保有する対象機器 (以下「機器」という)の修理業務または校正業務(以下総称して「修理校正業務」とい 甲がこれを受託する契約について、別に契約書類または、取り決めなどによ る特約がない場合に適用します。
- 第2条(個別契約) 乙は甲に対して、機器の修理校正業務を注文書により委託し、甲は乙に ない旨の通知がなかったときは、個別契約は注文書等の交付があった日に遡って成立するも のとします
- 第3条 (機器の受け渡し及び輸送・梱包費用等)1乙は、機器の修理校正業務に係る個別契約が成立した後、自身で当該機器を梱包し、甲の指定した場所に輸送するものとします。 2 甲は、機器の修理校正業務が完了した後、機器を梱包し、運送業者に委託することにより、 乙の指定した場所に機器を納入するものとします。
- 3前2項に定める機器の受け渡しに付随する輸送及び梱包等の諸費用については、乙が負担 するものとします。
- 4第1項及び第2項に定める場合、機器の故障、破損及び紛失などの梱包、輸送における事
- 放について甲は一切の責めを負わないものとします。 5 乙は、第1項において機器を甲に引き渡すまでに、乙の責任と費用負担において、当該機 器に内臓されている記憶媒体または外部記憶媒体に記憶されている電子情報 (ソフトウェアも含む) (以下「電子情報」という) について、あらかじめ電子情報のバックアップ等の事 前の保全措置を行ったうえで、甲に受け渡すものとします。
- 6前項の電子情報の消失等について、甲は一切の責めを負わないものとします。
- 第4条 (校正業務) 1 甲は機器を甲の作業標準に従って校正します。なお、当該校正に使用する標準器等は、甲のトレーサビリティー体系に従い、国家標準または国際標準に準じるも
- 2前項の校正は、日本工業規格「測定-校正方式通則」3.1.2(1)所定の点検及び修正を行う
- 方法にて校正を行うものとします。 3前2項により校正業務を行った場合、当該校正機器の設定は、校正業務前の設定状況と異 なるものであることを乙はあらかじめ了解し、校正業務前の設定状況に戻すための再設定作 業については、第 11 条の確認検査終了後必要に応じて乙の責任において行うものとします。 第5条 (修理業務) 1 乙が使用中の機器に障害が発生し、甲に対して、修理の要否の判断を 行うための診断を依頼する場合、甲は、乙より機器を預かり、甲が指定する費用を乙が負担 することにより診断を行います。
- 2 甲が障害修復のため、修理が必要と判断した場合、甲は速やかに乙へその旨を連絡し、修 理の指示を乙より受けるものとします。
- 3 校正業務に係る個別契約締結後、校正期間中に機器の故障ないし修理を要すべき箇所が発 見された場合、甲は校正業務を中断し、速やかに乙へ連絡し、必要に応じて乙の指示に従い、 乙の費用負担をもって診断を行い、修理の指示を乙より受けるものとします。
- 4前2項に基づき、乙より修理の指示を受けた場合、甲は自ら修理を行うか製造工場等に修
- 理を依頼するものとします。 5第3項に基づき、乙より修理の指示を受けた場合、甲は、修理完了後、校正業務を実施するものとします。第3項において、乙より修理の指示を受けなかった場合、甲は当該機器を 速やかに乙に返却するものとします。この場合、診断もしくは修理校正業務に関する費用の 清算は第7条第1項の定めにより行うものとします。
- 6甲が修理業務に際して、交換を目的として取り外した全ての部品の所有権は、甲に帰属す るものとします
- 第6条(修理校正業務を提供する場所)甲は甲の指定する場所において修理校正業務を実施 するものとし、原則として乙の指定する場所等に出張することによる修理校正業務は行いま せん
- 第7条(修理校正業務の中止)1乙の都合により修理校正業務を中止した場合でも、甲が既 に修理校正業務を実施していたときは、甲は乙に対して、実施済みの修理校正業務に相当す る修理校正料金等を支払うものとします。また、実施予定であったものの中止により実施さ れなかった修理業務に関して、甲がすでに部品を調達し、または、必要な費用を支出していた場合、乙は甲が支出した一切の費用を支払うものとします。
- 2 甲のやむを得ない事情により修理校正業務を実施できない事由が発生した場合、甲は乙に 通知することにより、無条件で修理校正業務を中止することができるものとし、当該機器に ついては、甲の費用負担において速やかに乙に返却するものとします。この場合、修理校正業務の中止により乙に生じた損害について、甲は一切の責めを負わないものとします。 第8条(製造工場等への修理校正依頼)甲の判断に基づき乙が承諾した場合に限り、甲は、
- 機器の製造工場等その他の機関(以下「製造工場等」という)に対して手続きを行い、修理 校正業務を依頼するものとします。
- 第9条 (成績書の発行) 1 校正業務を行った場合、試験成績書、校正証明書、トレーサビリティー体系図等のドキュメントについては、乙の要求により甲が有償で作成し、発行するも のとします。
- 2 第8条により製造工場等に校正作業を依頼した場合、成績書の発行は製造工場等の関連規 定によるものとします。
- 第10条(納期)1甲が修理校正業務を完了させる期限(「納期」という)は、個別契約にお いて定めるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、甲は何らの責めを負うこ となく納期を延期できるものとします。
- ①製造工場等に依頼しなければ修理または校正ができないことが判明した場合(第8条に 定める場合を含む)
- ②運送業者の責めに帰すべき事由その他甲の責めに帰さない事由により輸送が遅延する場
- ③その他予期せぬ事由で修理校正業務が中断された場合
- 第11条 (検収) 1 乙は修理校正業務が完了した機器が納入された目を含め10 目以内に確認 第11末(夜秋)1 日は19年以上来初か元」した後途が増加ってれた日で占め10日以内に 検査を行か、その検査に合格した時点で検収完了とします。また納入日より10日以内に、 乙から甲に異議の申し立てがない場合は確認検査に合格したものとみなします。
- 2前項の確認検査後の校正機器の校正値及びそれに付随して発生する乙の損失等について甲 は一切の責めを負わないものとします。
- 第12条 (料金等) 1 校正業務及び修理業務に要する費用 (修理の要否を判断するための診断 に要する費用を含む)、試験成績書作成料、その他荷扱料、出張費、修理費、製造工場等に 依頼した修理校正費等(以下総称して「料金等」という)は甲の規定により算出され、個別 契約締結時に定めるものとします。

- 2乙の要求で次の各号の作業を甲に委託した場合、第1項に定める料金等の他割増料金が別 涂加算されるものとします。
 - ①甲の標準納期未満の納期を乙が要求した場合。
- ②休日(土、日、祝日等)に修理校正業務を乙が要求した場合。
- ③甲の作業標準以外の方法での修理校正業務を乙が要求した場合。
- ④修理校正業務以外に校正機器の調整を行うこと、及びその調整前後の校正データ提示を 乙が要求した場合。
- ⑤その他個別契約時に定めた以外の作業を乙が要求した場合。
- 3 甲は、第1項に定める料金等については、物価、経済状況等の諸般の事情により随時変更 することができるものとします。
- 第13条(料金等の支払い条件)1前条に定める料金等の支払い条件については、個別契約に おいて定めるものとします。
- 2乙は第1項に定める料金等に、消費税法その他の適用ある法令に基づく消費税、地方消費 税額を加算して支払うものとします
- 第14条 (校正完了の識別表示) 1 甲は、校正が完了した校正機器に甲が定める校正完了年月の表示がある校正済みラベルを貼付するものとします。
- 2 甲は、乙の希望により次回予定年月まで甲が機器を校正した結果の数値が狂うことなく継 続して維持される(基準精度に適合している)ことを保証するものではありません。
- 第15条(校正結果の記録、保存)1甲は、機器の校正結果を記録し、甲の校正完了日より5 年間保存するものとし、保存期間中に乙から要求があった場合は、甲の規定に従い有償にて 試験成績書を作成、発行するものとします。
- 2 第 8 条により製造工場等に校正作業を依頼した場合、校正結果の記録保存は製造工場等の 関連規定によるものとします
- 第16条 (契約違反等による解除) 乙が次の各号の一つに該当した場合、期限の利益を喪失 し、乙は甲に対して、未払い金銭債務全額を直ちに支払うものとします。また、甲は催告を しないで本受託修理校正約款により成立した個別契約の全部かまたは一部を解除することが できます。この場合、甲になお損害があるときには乙は、甲にこれを賠償するものとします。 ①支払を一回でも遅延し、または本受託修理校正約款及び個別契約の各条項に違反したと
 - ②支払停止処分、または手形、小切手の不渡り処分を受けたとき。
- ③保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生等の申し立て があったとき
- ④事業を休廃止し、または解散したとき。
- ⑤その他、甲の判断により契約の継続が困難と認められるとき。
- ⑥第17条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第17条第2項各号のいずれかに該当 する行為をし、または第17条第1項の規定に基づく表明・確約に関して違反または虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 第17条(反社会的勢力の排除)1乙は、現在、自ら(自らの役員及び従業員を含む。以下本 条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の 各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認 められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関 係を有すること
- 2 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを 確約します。
- ①暴力的な要求行為

- ○迷かが責任を超えた不当な要求行為。 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて賃貸人の信用を毀損し、または賃貸人の 義務を妨害する行為。
- ⑤その他、前各号に準ずる行為。
- 第18条(遅延利息)乙が本受託修理校正約款及び個別契約に基づく金銭債務の履行を遅延 した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の遅延利息を支 払うものとします。
- 毎月902 により。 第19条(機器の滅失及び毀損)1甲の責任に帰すべき事由により機器を滅失または毀損した場合、甲は修理可能な場合は修理を行い、修理不可能(滅失時も含む)な場合は、甲乙協議のうえ、同種物件と交換するか、もしくは機器の簿価相当額を乙に支払うものとします。 2個別契約について甲が乙に対して負担する損害賠償責任は、前項によるものが全てであり、 甲は、いかなる場合にもその他乙に生じた間接的、派生的及び特別損害ならびに逸失利益に
- ついて責任を負わないものとします。 第20条 (不可抗力) 1 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働 争議、交通機関の事故、その他甲の責めに帰すことのできない事由に起因する個別契約の履 行遅延または履行不能については、甲は責任を負わないものとします
- 2 前項の場合、甲は乙に対し通知のうえ、個別契約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。
- 第21条(裁判管轄)甲及び乙は個別契約に関する紛争解決については、横浜地方裁判所本 庁または横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します
- 第22条(付則) 本受託修理校正約款は、2013年8月1日以降に締結する個別契約に適用さ れるものとします。

DJ F